

令和3年度（2021年度）

事業計画書

社会福祉法人京都障害者福祉センター

令和3年度(2021年度) 事業計画 目次

No	事業所名	頁
1	法人本部	1
2	支援センター らくなん・らくとう	5
3	洛南身体障害者福祉会館	6
4	洛南授産所	8
5	洛南デイサービスあすなろ	9
6	伏見デイサービスセンター	10
7	伏見授産所	11
8	生活サポートセンターとらい	13
9	グループホームふしみ寮	14
10	放課後等デイサービスらいと	15
11	ふしみ学園	16
12	いたはし学園	17
13	山科身体障害者福祉会館	19
14	福祉有償運送事業・ラクシヨーネ	21
15	山科授産所	22
16	山科デイサービスセンター(ぶらんこ)	24
17	やましな学園	25
18	だいが学園	29
19	デイスポット楽	31
20	生活サポートセンターほっと	32
21	共同ホームあんど	33
22	放課後等デイサービスすてーじ	35

令和3年度本部事務局の事業計画（案）

I 令和3年度資金収支予算

(1) 事業活動収入

支援費収入は、利用者の増加や重度加算等により 1,346 百万円（令和2年度見込に比べ 40 百万円の増）を見込む。

補助金収入は、令和2年度に措置された新型コロナ関連の補助金（20 百万円）の減及び京都市重度障害者等支援施設補助金の単価引き下げ等により 20 百万円（35 百万円の減）を見込む。

その他の収入は、指定管理施設委託料収入等のその他事業収入 170 百万円、就労支援事業収入 136 百万円、その他 22 百万円の計 328 百万円（前年同額）を見込む。

以上により、事業活動収入の合計は 1,694 百万円（5 百万円の増）となる。

(2) 事業活動支出

人件費は、定期昇給による増、内部登用を含む正職員採用等により 1,291 百万円（62 百万円の増）となる。

その他の支出は、事業費・事務費 256 百万円、就労支援事業支出 141 百万円、その他 16 百万円の計 413 百万円（15 百万円の増）を見込む。

以上により、事業活動支出の合計は 1,704 百万円（77 百万円の増）となる。

(3) 収支差額

事業活動収入 1,694 百万円から事業活動支出 1,704 百万円を差し引いた事業活動収支差額は △10 百万円の赤字（令和2年度見込の収支差額 62 百万円の黒字から 72 百万円減少）となる。

事業活動収支以外の施設整備等収支では、支出に借入金の返済等 41 百万円（16 百万円の減）を計上し、これを加えた当期資金収支差額は△51 百万円の不足となる。

このため、福祉及び就労積立金 52 百万円の取崩しを計上し、取崩し後の当期資金収支は 1 百万円の黒字、当期末支払資金残高は 819 百万円となる。

			(単位 百万円)			
区	分		令和元年度 決 算	令和2年度 見 込 A	令和3年度 予 算 B	増△減 B - A
事業活動	収 入	支援費収入等	1,259	1,306	1,346	40
		補助金収入等	33	55	20	△35
		その他の事業収入	171	170	170	0
		就労支援事業収入	174	132	136	4
		そ の 他	28	26	22	△4
		計	1,665	1,689	1,694	5
	支 出	人 件 費	1,178	1,229	1,291	62
		事業費・事務費	241	247	256	9
		就労支援事業支出	167	134	141	7
		そ の 他	16	17	16	△1
計		1,602	1,627	1,704	77	
	収 支 差 額	63	62	△10	△72	
施設整備等	収 入	2	9	0	△9	
	支 出	60	57	41	△16	
当 期 資 金 収 支 差 額			5	14	△51	△65
福祉・就労 積立金	積立金支出	1	1	0	△1	
	取崩し収入	4	3	52	49	
積立・取崩し後当期資金収支差額			8	16	1	△15
当 期 末 支 払 資 金 残 高			802	818	819	1

II 法人の全体事業計画

1 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策については、利用者・職員の安全確保と福祉サービスの維持を図るため、下記の取組を継続して実施する。

- ①現場における感染症予防対策の徹底（手指消毒、マスク着用、定期的な換気、3密の回避、利用者送迎時の検温、来館者の体調チェックなど）
- ②管理職会議、医療職会議、職場会議、法人ニュース等による情報共有
- ③職員が安心して働けるように勤務制度を改正し運用
- ④新型コロナウイルス感染症対策の助成金の積極的な活用
- ⑤感染者（感染疑い者）が発生した場合、京都市の「感染症対応の手引き」に基づく適切な対応

また、国において令和3年4月から、3年間の経過措置期間を設けて、①感染症対策の強化（研修・訓練の実施など）、②業務継続に向けた取組（業務継続計画（BCP）の策定など）が義務付けられることから、業務継続計画などの検討を進める。

2 国における社会福祉法人制度改革に伴う取組

平成28年3月31日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組」をポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われた。

この改正に伴い、これまで評議員会・理事会の再編、財務諸表・役員報酬基準の公表、地域における公益的な取組の推進などに取り組んできた。引き続き、社会福祉法人としてその非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取組の充実、質の高い人材の確保・育成に積極的に取り組んでいく。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

ア 評議員会・理事会の開催

評議員会は、6月に前年度の決算を審議する定時評議員会を開催するほか、年度中に3回程度事業報告会を開催して、法人の事業運営に関する情報提供に努める。また、定款変更等の重要事項の審議の必要が生じた場合は、臨時に開催する。

理事会は概ね2カ月に1回程度開催し、適正な事業運営に努めていく。

イ 管理職会議による合意の形成

管理職会議を毎月開催し、理事長出席の下、本部長、センター長及び全管理職員が法人の事業内容や運営方法等について協議し、情報交換や連携を密にして全員合意の下に支援充実や運営効率化を図り、理事会での意思決定に反映させていく。

ウ 内部会計監査の実施

税理士法人及び本部事務局により、経理関係書類や現金残高の確認などの内部会計監査を実施し、適正な会計処理と法人ガバナンスの確立に向けた取組を進める。

(2) 事業運営の透明性の向上

既に公表している現況報告書・財務諸表・事業報告書・役員報酬基準に加え新たに事業計画書を公表するとともに、毎月発行する法人ニュースやホームページ等により一層の情報公開や情報発信を行う。

(3) 地域における公益的な取組

これまで、地域交流スペースとして「楽」「ひだまり」「ふらっと相談カフェ」の開設、福祉有償運送、実習生の受け入れなど各施設で特色のある取組を展開している。

さらに法人独自の「地域振興助成金制度」を活用した事業の実施などにより地域における公益的な取組の充実を図っていくとともに京都市ホームページなどを活用してこれらの取組の積極的な情報発信を行っていく。また、京都府社会福祉法人経営者協議会で取り組まれている「わかプロジェクト」（既存の社会福祉制度だけでは対応が困難なケースへの対応や、地域福祉の推進、制度の狭間の課題に取り組むため、社会福祉法人が協働して支援する取組）へ参画する。

3 長期ビジョンの実現に向けた中期経営計画の取組

法人では平成24年度に策定した中期経営計画（5年間2012～2016年度）に引き続き、平成29年度からは、新たに長期ビジョン（2026年度）及び第2期中期経営計画（5年間2017～2021年度）を策定しており、これに基づく支援サービスの向上、経営改善、人材の確保・育成等に取り組むとともに、第3期中期経営計画（5年間2022～2026）の策定を進める。

(1) 施設整備の推進

ア 利用者ニーズに応えるための施設の整備等

各施設においては、利用者数の増加に伴って活動室が手狭になっており、従前から賃貸物件を借りるなどして対処してきたが、センターから離れている等の不便さなどが大きな課題となっていたため、平成24年度からは各センター近隣に順次土地を取得し、次のとおり施設拡張や新設を進めてきた。

- ① 伏見区総合庁舎新築に伴い1階に喫茶カフェ「コパン」をオープン（いたはし学園運営） H23.1 オープン
- ② 京都いたはし学園菓子工房 H24.6.9 新築
- ③ 生活サポートセンター「とらい」、ケアホームふしみ寮、H26.3.28 新築（その後定員4名を現在10名に拡大）
- ④ 京都市ふしみ学園分室「あおぞら」「ひまわり」 H26.3.28 新築
- ⑤ 放課後等デイサービス「らいと」H26.5 新設（定員10名）
- ⑥ 洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」 H27.10 新設（生活介護事業・定員20名）
- ⑦ 東野障害者福祉センター H29.4 新設
（生活介護事業・デスポット「楽」（定員20名）、放課後等デイサービス「すてーじ」（定員10名）、及び共同ホーム「あんど」（つかもり荘を統合して定員を8名に増員）、空床型短期入所（定員2名）併設
- ⑧ 京都市だいで学園の分園「ふらっと」を東隣に新築 H30.5 新築

イ 施設整備の推進

(ア) 課題

- ① いたはし学園
借家で狭隘なため、新たな場所への新築移転
- ② 伏見デイサービス及び伏見授産所
利用希望者が多いが狭隘なため今以上の受け入れが困難な状況で、近くに分園を開設
- ③ グループホーム
利用者や親の高齢化が進み利用希望が多いため、伏見センターの近くに新たな場所を確保して拡張

(イ) 対応

これら施設の移転・新設のための土地・物件の情報収集を行うとともに、財政状況も勘案しながら施設整備の検討を進める。

また、既存の施設について、計画的な施設・設備管理を行い、機能等の保全及び経費の節減を図っていく。

(2) 「働きやすい職場づくり」に向けた取組

社会福祉法人にとって、2040年問題といわれる「少子高齢・人口減少社会」を展望した経営はその責務であり、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、ワークライフバランスの実現など「働きやすい職場づくり」に向けた取組を進める。

ア 手当等の見直し

令和2年4月1日から、扶養手当は2か年の経過措置を設けて、子に重点を置いた制度に改正するとともに、住居手当についても、1か年の経過措置を設けて、若い世代の負担に配

慮して賃貸住宅に重点を置いた制度に改正した。これら手当の経過措置に基づき、令和3年4月1日から所要の改定を行う。

イ ワークライフバランスの推進と女性活躍に向けた取組

平成28年度に「ワーク・ライフ・バランス支援ハンドブック」を作成し、全職員に配布して制度の利用について周知を図っている。引き続き職員ニーズに対応した制度となるように見直しを進め、仕事と家庭が両立可能な職場環境づくりに取り組む。

また、令和2年6月に改正施行された「女性活躍推進法」に基づき、事業主行動計画を策定しており、平均勤続年数の延伸や女性管理職割合の引き上げに向けた取組を進める。

ウ パワハラ・セクハラ等のハラスメントのない職場風土づくり

令和2年6月の「パワハラ防止法」の施行にあわせ、管理職対象のパワハラ研修を実施しており、上司・部下・同僚など職員同士の連携と情報の共有が図られ、自由な論議ができる風通しの良い職場風土づくりに取り組む。また、支援内容についても、職員間の論議を活発にし、利用者目線に立った支援のあり方を職員が自発的に考え、取り組める気風を養成する。

(3) 質の高い人材の確保・育成

ア 職員の育成のための人事評価制度の活用と充実

新人事評価制度は、平成29年7月から管理職員を対象に、(株)あしたのチームの運用支援を受けながら試行し、30年4月から主任・副主任まで拡大試行した。令和元年度からは、評価期間等一部運用を見直すとともに、上期の評価結果に基づき新たに評価結果に応じた「評価一時金」の支給を試行実施した。

令和2年度からは1級職員に拡大試行する予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期した。この間、評価項目・内容等の見直しの意見もあることから、1年間の検討期間を設けることとし、令和4年度の再開に向けて検討を進めていく。

イ 職員研修の充実

令和3年度も引き続き、管理職研修、主任・副主任研修、新人職員研修など階級に応じたスキルの獲得を目指す研修や法人内施設実習研修を実施し、職員育成を図っていく。

ウ 各施設職員(常勤職員)配置の充実

内部登用制度により、意欲と能力のある職員を積極的に活用する。

区分	R3.4.1	R2.4.1	増△減	内 訳
正職	147名	145名	2名	新卒採用2名 退職△4名 嘱託から登用4名
嘱託	23名	24名	△1名	外部採用1名 退職△1名 正職へ登用△4名 時短から登用3名
合計	170名	169名	1名	

(4) 自然災害への対応

近年多発する大雨・台風や地震に対応するため、令和元年4月に「法人災害対策マニュアル」を策定した。このマニュアルに基づき、SNSで情報を共有して、利用者・職員の安全確保を最優先に対応を行っていくとともに、各施設においてマニュアルに基づく災害訓練・避難訓練の実施、発電機の配備や災害備蓄品の調達を進めていく。

令和3年度 施設別の事業計画（案）

02-1 京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」

（京都市委託相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

02-2 京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」

（京都市委託相談支援事業／基幹型相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

1 事業目標

京都市内に居住する障がいのある人に対し、ライフステージに応じて、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談、生活相談及び各種情報の提供等を総合的に行い、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援し、もって障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 令和3年度重点項目

- ・支援センター「らくなん」…個別ケースにおいて高齢の親や小さい子どもがいる世帯など、家族全体にアプローチが必要なケースが増えている。コロナ禍での課題と併せ、昨年度以上に南区でのネットワーク構築を推進していく。連携・協力の上、乗り越える事ができる関係性構築を目指す。
- ・支援センター「らくとう」…制度の狭間においても、支援に繋がるようなセーフティーネット作りを進めるとともに、コロナ禍の中、地域で奮闘する事業所へのサポート体制作りも進めていく。基幹型相談支援センターとして何が出来るかを考え、地域資源の活用、京都市への提言など実行する。

3 職員体制

支援センター「らくなん」	支援センター「らくとう」
・所長 1名（兼務）	・所長 1名（兼務）
・相談員 4名（常勤）	・相談員 5名（常勤）

4 開所日及び開所時間

月～金 11:00～19:00（休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

- ・地域定着支援は、電話等により24時間連絡が可能な対応をとる。

5 利用対象者

- (1) 在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及びその家族、支援者とする。
- (2) 施設に入所している障がい者（児）であって地域生活を希望する者及びその家族、支援者とする。
- (3) 精神科病院に入院している精神障がい者及びその家族、支援者とする。

6 利用者定員 なし

7 サービス内容

- (1) 相談 (2) 情報提供 (3) 福祉サービス利用援助 (4) 居宅支援の利用に係るケアプランの作成
- (5) 居宅サポート事業 (6) 地域支援ネットワーク会議の開催
- (7) 京都市障害者地域自立支援協議会の事務局運営 (8) 居宅介護等事業者研修会の開催 (9) 専門機関の紹介

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・障がいのある子どもたちの余暇支援及び保護者同士の交流を目的に「あそびの広場」の実施
- ・NPO法人「音の風」、東山区社会福祉協議会、東山青少年センターと協力して、地域住民の障がい者についての理解を深めるきっかけとして「スマイルミュージックフェスティバル」の実施
- ・地域住民を対象に「知的障害者対象ボランティア講座」の実施

03-1 京都市洛南身体障害者福祉会館 (身体障害者福祉センター B型)

1. 事業目標

法人の理念に則り、地域で生活する障がいのある人の憩いと交流の場となるよう運営すると共に、生活の質の向上を図ることを目的に事業を実施する。

2. 令和3年度重点項目

地域福祉の拠点として社会参加と交流の機会を提供し、障がいのある人の憩いの場となるよう運営していくと共に、地域の福祉的な課題に積極的に取り組み、社会福祉法に掲げられている『地域公益活動の推進』を実践していく。

3. 職員配置・勤務時間等

館長(兼務) 1名、会館担当職員 2名、時短介護職員(兼務) 1名、時短喫茶職員 1名、時短会館職員 3名

4. 開所日・時間・休館日

開所日：水曜日～月曜日

開館時間：午後1時～午後9時

休館日：火曜日。1月1日～3日まで、及び12月29日～31日

5. 利用対象者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
身体障害者の福祉に関する事業の関係者

6. 会館事業（サービス内容）

ロビー利用、貸室、車椅子の貸出、パソコンの利用、定期講習会、スポーツ教室、単発講習会、IT事業（パソコン教室）、京都市入浴サービス事業、京都市重度身体障害者移動支援事業

7. 実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施

1. 行事・講習会の運営にボランティアの受け入れと保険加入
2. 地域町内会の集会に対しての会議室の貸出（随時）
3. 地域町内会の地蔵盆等の行事への協力と部屋の貸出（8月）
4. 安心サポート事業所への登録と見守り
5. 福祉避難所の指定
6. 区社協及び関係諸団体への役員就任と会議への参加
7. 学校や関係機関の見学の受け入れ
8. 地域福祉施設・関係機関との合同行事（ふれあい夏祭り等）の開催
9. 地域住民向け公演・講習会等の開催

03-2 京都市洛南身体障害者福祉会館

(多機能型 事業生活介護事業・就労継続支援B型事業)

1. 事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。多機能型事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

2. 令和3年度重点項目

多機能型事業で行っているプログラムの益々の充実（生活訓練、SST等）を図りつつ、会館事業で実施している教室などの参加機会も提供し、ご利用者が1日のプログラムをオーダーメイドで組む事の出来る施設を目指したい。

また、ご利用者が主体的になって活動頂けるプログラム作りを検討し、それぞれで考え、解決をしていく方法を身に付けて頂けるようにする。

3. 職員体制

【生活介護事業】 管理者1名（兼務） サービス管理責任者1名（兼務） 生活支援員11名（専従及び兼務）	【生活介護事業】 管理者1名（兼務） サービス管理責任者1名（兼務） 生活支援員11名（専従及び兼務）	
看護職員（非常勤）1名	医師（嘱託）1名	栄養士（業務委託）1名

4. 開所日及び開所時間

開所日：月曜日、水曜日から土曜日

国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日までを除く。

ただし、臨時開所日を設ける場合あり。

開所時間：午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間：午前9時00分から午後4時00分

5. 利用対象者

【生活介護事業】障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方、但し年齢が50歳以上は障害支援区分2以上の方で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。

【就労継続支援B型事業】就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を期待されている方。

6. 利用者定員

【生活介護事業】10名

【就労継続支援B型事業】10名

7. サービス内容

1. 身体介助
2. 創作活動
3. 生産活動
4. 運動プログラム・スポーツ活動
5. レクリエーション活動
6. 健康管理
7. 入浴サービス
8. プログラム別活動
9. 福祉支援
10. 送迎サービス
11. 給食サービス
12. 個別支援計画書の作成
13. ソーシャルスキルトレーニング（SST）
14. 就労継続支援
15. 就労移行支援

8. 実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施

1. 大学の相談援助実習の学生受け入れと有資格者による実習指導
2. 学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
3. 支援学校学生の進路実習の受け入れ
4. 日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ
5. 学校や関係機関の見学の受け入れ
6. 安心サポート事業所への登録と見守り
7. 地域福祉施設・関係機関との防災合同避難訓練、連絡会議
8. 地域住民向け講習会等は、会館事業として開催

04 京都市洛南障害者授産所（就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- 1) 利用者の尊厳を守り人格を尊重し、その地域生活を支援するために、自立性を重視しつつ必要な支援を提供していく。
- 2) 就労の場としての施設づくりを行うとともに、一般就労が可能な利用者への就労促進に取り組む。
- 3) 授産事業の売上及び工賃の増額を目指すとともに、適正な工賃の在り方を考える。
- 4) 良質のサービスを提供するために職員の資質向上に取り組む。そのため必要な研修について、目的を明確にして計画的に実施する。
- 5) 開かれた施設づくりを行うために、施設利用についてのアンケート実施や利用者会議を開催し、利用者からの意見を積極的に傾聴し取り入れていく。

2 令和3年度重点項目

- ・ 利用者の多様な働き方に対応し、働きやすい環境づくりを行う

3 職員配置

所長	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	管理栄養士	調理員
1 (兼)	6	5	1	1	2

4 開所日及び開所時間

開所日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※但し、臨時開所日を設けることがある。

休所日：原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日。12月29日～1月3日

5 利用対象者

原則として障害者総合支援法の支給決定を受けている主に身体障害者

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

- 1) 個人別支援
- 2) 就労支援（印刷事業部門 受託事業部門、請負事業部門）
- 3) 行事
- 4) 給食、5) 環境衛生、6) 日常生活支援、7) 工賃の支払い

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・ 将来の現場スタッフ養成と障害者福祉の裾野を広げていくために、本年度も教育関係機関等からの要請があれば実習生の受け入れを積極的に行う。
- ・ 京都市社会福祉協議会「チャレンジ就労体験」の受け入れを行う。
- ・ 将来の利用者確保に向けて、各総合支援学校及び福祉事務所との連携を図り、利用者見学及び実習の受け入れを行う。
- ・ 地域に開かれた施設をめざし、地域住民との交流を図るため、ボランティアの受け入れを行う。

05 洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」(生活介護事業)

1 事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。生活介護事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

2 令和3年度重点項目

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安心して過ごして頂ける環境を整えます。
- ・身体のケアやリラクゼーション、運動、創作、作業等、利用者個々の障がい特性やニーズに応じたプログラムを提供し、その内容を充実させていきます。
- ・災害に備え、「あすなろ」にとっての必要物資の選定を行い非常時に備えます。
- ・職員どうしの連携を密にし、利用者一人一人のニーズの充足に努めます。
- ・地域に根付く事業所「あすなろ」としての役割について考える時間を設け、地域公益活動に取り組んでいきます。

3 職員体制

職員体制：管理者 1名 サービス管理責任者 1名
生活支援員(常勤) 8名(うち2名兼務) 生活支援員(非常勤) 7名
看護職員(非常勤) 2名 医師(嘱託) 1名

4 開所日及び開所時間

開所日：月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日までを除く

開所時間：午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間：午前10時00分から午後4時00分

5 利用対象者

障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方、但し年齢が50歳以上の方は、障害支援区分2以上で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。*主たる対象者は身体障害者

6 利用定員

20名

7 サービス内容

1. 身体介助、2. 創作活動、3. 生産活動、4. 運動プログラム・スポーツ活動・作業プログラム、5. レクリエーション活動、6. 相談支援、7. 健康管理、8. 送迎サービス、9. 入浴サービス、10. 給食サービス、11. 個別支援計画書の作成、12. プログラム別活動、13. リラクゼーション活動

※新型コロナウイルス感染防止の観点より、中止や内容を変更する場合があります。

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

1. 学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
2. 支援学校学生の進路実習の受け入れ
3. 日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ、会議の開催
4. 学校や関係機関の見学の受け入れ
5. 地域福祉施設・関係機関との連絡会議

06 京都市伏見障害者デイサービスセンター（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の理念に基づいて地域に在住する障がいのある方に対し、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

2 令和3年度重点項目

- ・ニーズの多様化と活動の拡充、特化した取組み等の必要性からも分室の新設を引き続き中長期的に考えていく。
- ・利用者本人のストレンクス覚知をし、地域でその人らしく暮らすためのスキル習得の場、活用につながるプログラム提供を実践する。支援者は正しい評価に基づいた支援の在り方を習得し、あらゆる場面での支援に対応できるようスキル向上、人材育成を図る。

3 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管理者		1名	兼務
サービス管理責任者	1名		
生活支援員	6名	13名	2名 相談支援事業兼務
看護師		3名	
医師		1名	嘱託

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15 （休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

5 利用対象者

事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・身体・知的・精神障がい者並びに難病等（18歳未満の者を除く）
- ・障害程度区分3（ただし、50歳以上の者にあつては区分2）以上に該当するもの

6 利用者定員

1日 あたり20名

7 サービス内容

(1) 学 習 (2) 音 楽 (3) 運 動 (4) 創 作 (5) 健 康 (6) 行 事 (7) 外 出 (8) 送 迎
(9) 給 食 (10) 介 護 (11) 入 浴 (12) 相 談 (13) SST

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 実習生やボランティア、見学者を積極的に受け入れる。
- (2) 地域における障がい者の理解等、生活介護事業の理解、広報啓発活動や、施設行事等への参加の促しとともに住民の交流の場を設置する。地域住民を対象とした発達障がい、高次脳機能障がい、精神障がい等の相談会や学習会
- (3) 地域の社会ニーズに照準させた地域講座を開催し、ネットワーク構築の場としても提供
- (4) 地域の学校等に出向いて、車椅子体験講座を開催している。
- (5) 地域の学校等の施設見学を開催している。
- (6) 音楽ライブ、健康講座やカフェ等を開催し広報啓発、ネットワーク構築の場として提供。

07-1 京都市伏見障害者授産所（多機能型生活介護事業）

1 事業目標

- 1) 安定した施設経営により、継続的に利用者へのサービスを提供する。
- 2) 継続的な職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
- 3) 創作活動・生産活動を通して生きがい・やりがいを感じる場を提供する。
- 4) 日中活動環境・設備の整備・充実、防災体制確立による安全確保。
- 5) 個別プログラムの提供による自立促進・生活改善・身体機能維持の支援を行う。
- 6) 専門機関との連携により円滑に生活できるよう支援する。
- 7) 余暇活動の新たなあり方を考える。

2 令和3年度重点項目

- 1) 利用者の方が安定・継続して通所して頂くための支援の充実（利用率120%を目指す）
- 2) 利用者の方が新型コロナウイルスに罹患しないように、感染防止対策を徹底し支援にあたる。
- 3) 創作活動において、生産活動に結びつく商品開発を目指して行く。
- 4) コロナ禍においても利用者の方に満足して頂ける活動・プログラムを検討していく。
- 5) 分室を利用したSSTの拡充（利用者ごとにテーマを変えて複数回実施）。

3 職員体制

管理者	サービス管理責任者	生活支援員	看護職員	嘱託医
1名（兼務）	1名（兼務）	6名（常勤4.7人）	1名（兼務）	1名（兼務）

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15（休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

5 利用対象者

障害程度区分が3以上、50歳以上の方においては2以上の方で法により市町村から支給決定を受けた18歳以上の障がい者の方。

6 利用者定員

6名（通所）

7 サービス内容

- ・受託作業等・下請作業（紙器加工・その他の簡易作業）自主製品の製作・販売・データ入力
- ・工賃規定に基づき支給する。（毎月1回の支給、手当の支給）

- 1) 個別支援計画
- 2) 作業支援
- 3) 生活支援
- 4) プログラム

8. 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 1) 関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
- 2) 地域や大学等との連携
- 3) 作業等ボランティアの活用や専門的支援職員の効果的な活用
- 4) 社会福祉協議会の制作の事業による地域におけるアルミ缶回収の実施
- 5) 地域公益種助としてボランティアの積極的な活用
- 6) 地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
- 7) 地域の小学校の施設見学の実施

07-2 京都市伏見障害者授産所（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- 1) 安定した施設経営により、継続的に利用者へのサービスを提供する。
- 2) 継続的な職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
- 3) 売上げ維持を図り、工賃を維持出来るよう努める。
- 4) 作業分野の拡張と新規開拓、並びに方向転換も視野に探っていく。
- 5) 作業環境の整備、作業設備の充実、防災体制確立による安全確保
- 6) 作業意欲を高め作業能力と技術の向上を図る。
- 7) 地域の中において授産所としての活動を行なう。
- 8) 余暇種加新たなあり方を考える。

2 令和3年度重点項目

- 1) 関係機関への積極的な働きかけによる新規利用者の利用開始による利用率の向上。
(目標 115%)
- 2) 利用者の方が新型コロナウイルスに罹患しないように、感染防止対策を徹底し支援にあたる。
- 3) コロナ禍においてもWEB研修などを積極的に活用しスキルアップを図る。
- 4) コロナ禍においても作業を確保し、例年と同じ売上げを維持できるよう営業を行う。
- 5) コロナ禍でも売れる商品の開発と販売経路の確保を目指して行く
- 6) 授産所として地域公益活動の新たな可能性を探っていく。
- 7) 以前とは違った形で利用者の方に満足して頂ける余暇活動を提案して行く。

3 職員体制

管理者	サービス管理責任者	生活支援員及び職業指導員	目標工賃達成指導員
1名(兼務)	1名(兼務)	2名(常勤2.0人)	1名(常勤換算1人)

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15 (休所日 土日祝日及び12/29～1/3)

5 利用対象者

法により市町村から支給決定を受けた18歳以上の障がい者の方。

6 利用者定員

14名(通所)

7 サービス内容

- ・印刷事業・パソコンによる版下作成、オンデマンド・オフセット印刷、製本加工
 - ・清掃事業・清掃作業(館内清掃・ワックス掛け等)
 - ・その他・下請作業(総務加工・その他簡易作業) 自主製品の製作・販売、データ入力
- 工賃： 工賃規定に基づき支給する（・毎月1回の支給・手当の支給）
- 1) 個別支援計画作成
 - 2) 就労支援
 - 3) 生活支援

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 1) 関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
- 2) 地域や大学等との連携。
- 3) 作業等ボランティアの活用や専門的な臨時職員の効果的な雇用。
- 4) 社会福祉協議会の絆作り事業による地域におけるアルミ缶回収の実施。
- 5) 地域公益活動としてボランティアの積極的な登用
- 6) 地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
- 7) 地域の小学校の施設見学の受け入れ

08 生活サポートセンター「とらい」

(居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業・同行援護事業・移動支援事業)

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(以下「法」という。)の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、安心して日常生活を続けていけるために必要な身体介護、家事援助等の居宅介護サービス及び移動支援を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

2 令和3年度重点項目

土曜日に比べ、日曜日の支援体制が整っておらず、日曜日の支援のご依頼があっても断らざるを得ないことが多い。現状では、支援件数・支援時間ともに日曜日は土曜日の半分以下である。

日曜日よりも多くの支援を行える職員体制を整え、利用のご依頼を断ることなく、障がいのある方たちが、地域で安心して生活を続けていける支援を行っていききたい。

上記について、5年以内に実施できるように運営体制の整備を目指したい。

3 職員体制※令和3年2月現在

* 所長(管理者)	1名(兼務)
* コーディネーター	1名(兼務)
* サービス提供責任者	3名(兼務:常勤換算 2.3名)
* 指導員(常勤ヘルパー)	3名(兼務)
* ヘルパー(登録・時短)	16名

4 開所日及び開所時間

* 開所日	月曜日～土曜日 (国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)
* 開所時間	午前10時～午後6時30分
* サービス提供日	年中無休
* サービス提供時間	午前7時～午後10時まで。

5 利用対象者

居宅介護事業等や移動支援事業の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者(18歳未満の障がい児を含む)及び難病等対象者。

6 利用者定員

サービス提供責任者一人に対し、利用者40名まで登録

7 サービス内容

- ①居宅介護等事業(・居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助)・重度訪問介護・行動援護・同行援護)
- ②京都市地域生活支援事業(移動支援事業)
- ③京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業
- ④福祉有償運送(京都ラクシヨーネ伏見)

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

*利用者の地域生活支援の充実のため、他機関(利用者の通所先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など)との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。

*実習・ボランティアの希望者があれば、積極的に受け入れ、福祉分野での人材の育成に寄与する。

09 グループホーム「ふしみ寮」（共同生活援助・介護サービス包括型）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「法」という。）の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、共同生活住居において、夜間も含めた日常生活の援助や、必要に応じた相談、個別の支援サービスを提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする

2 令和3年度重点項目

現在は、男性を対象としたグループホームのみを運営している。グループホーム入居を希望している女性を支援するため、女性を対象としたグループホームの開設を目指す。

また、現在運営しているグループホームの営業日が月曜日から金曜日となっているが、ご家族の高齢化により、帰宅時の負担が重くなっているご家庭がある。一部のグループホームの営業日を1年365日とし、ご家族の負担軽減を図りたい。

上記2点について、5年以内に実施できるように運営体制の整備を目指したい。

3 職員体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 所長		1名（兼務）	0.1名
2. 副所長		1名（兼務）	0.2名
3. 管理者兼サービス管理責任者		1名（兼務）	0.3名
4. 世話人		15名（兼務）	1.9名
5. 生活支援員		16名（兼務）	2.3名

4 開所日及び開所時間

*開所日 月曜日から金曜日までとする。

※サテライト型は、土曜日・日曜日を終日開所とする。

*開所時間 午後4時から翌午前9時までとする。

*休所日 土曜日9時以降、日曜日 12月29日から1月3日まで ※サテライト型は、休所日を設けない。

5 利用対象者

障害支援区分に関係なく、共同生活援助の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（18歳未満の者を除く）及び難病対象者。

6 利用者定員

男性10人 * 榊形町4人 * 清水町1人（サテライト型） * 鍛冶屋町 5人

7 サービス内容

- ① 利用者に対する相談
- ② 食事の提供
- ③ 健康管理、服薬の管理、金銭管理の援助
- ④ 余暇活動の支援
- ⑤ 通所施設等との連携調整
- ⑥ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑦ 入浴、排泄、食事等の介助
- ⑧ 緊急時の対応

10 放課後等デイサービス「らいと」（放課後等デイサービス）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」（以下「法」という。）の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

2 令和3年度重点項目

社会福祉法人の運営する放課後等デイサービスとして地域の同業者間と連携し、放課後等デイサービス事業の役割や存在意義について深められる様、地域の放課後等デイサービスでの中核的な役割を目指す。

生活能力向上のための支援等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、設備や職員体制の整備を強化し、地域の要望として高い重度心身障がい児の受け入れを行う。

3 職員体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 所長（管理者）		1人（兼務）	0.3人
2. 児童発達支援管理責任者	1人（専従）		1.0人
3. 児童指導員・保育士 障害福祉サービス経験者	2人（専従）	2人（専従） 4人（兼務）	4.0人

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

開所時間は、平日 14:00から17:00、土曜日など学校休業日 11:00から17:00とする

5 利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む））のある児童で、放課後等デイサービスの支給決定を受けている者。

6 利用者定員

1日あたり 10名

7 サービス内容

- ① 放課後等デイサービス計画の作成
- ② 日常生活訓練・学習
- ③ 創作的活動
- ④ 相談
- ⑤ 介護方法などの相談・助言
- ⑥ 健康指導
- ⑦ 送迎サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

*利用者の地域生活支援の充実のため、他機関（利用者の通学先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など）との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。

*実習生や見学者を積極的に受け入れる。

*ボランティアを積極的に受け入れ、ともに活動することで地域の人や学生等との交流を深め、ボランティアの育成や啓発・広報活動の場として活用し、また福祉分野での人材育成の場としても活用していく。

11 京都市ふしみ学園（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の障害の特性に配慮した環境を整備し、一人ひとりのニーズに沿った働き・活動を保障する。

2 令和3年度重点項目

- ①「働き」「役割」を通じた自己肯定感の向上、②「多様な経験」を通じた主体的な生活への支援、③「健康の維持」を狙いとする運動プログラムの積極的な導入。

上記3点を実現するプログラム実施と成果のモニタリング実施を重点項目とする。

3 職員体制

園長	サービス管理責任者	支援員	嘱託医	栄養士	看護師	合計
1名 (兼)	2名 (兼)	25名	1名 (兼)	1名 (委託)	1名 (兼)	30名

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 9:00~16:00（土曜、日曜、祝日、年末年始12/29~1/3を除く）

5 利用対象者

主に知的に障害がある方

6 利用者定員

定員 55名（通所）

7 サービス内容

① 日中活動

- 利用者相互の話し合いの機会（仲間の会）を定期的で開催し、利用者主体の活動を促す機会や意思決定・自己選択場面において成功体験が積める機会を多く設ける。
- 健康や体力の維持向上を目的として、機能訓練の他にもヨガやリズム体操等、各種の運動プログラムや外出プログラムなど体を動かす機会を積極的に取り入れる。
- 安全・快適な活動環境を提供するために整理整頓を推進する。また利用者個々の特性に応じた構造化を図り、安定して過ごせる環境作りに取り組む。

② 工賃の支給、③ 送迎、④ 余暇活動の充実、⑤ 給食提供、⑥ 機能訓練、⑦ 入浴・洗濯・通院等

8. 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ① 地域の障がい児・者（近隣教育機関等）の実習・見学を受け入れる。
- ② 教員免許取得のための「介護等体験」を受け入れ、福祉教育の向上に貢献するとともに、大学や専門学校の福祉課程・保育課程の実習生を受け入れ、将来の福祉スタッフの養成に協力する。
- ③ ボランティアを募集し、作業や行事、その他の活動を通じて、障がい者への理解を深め、利用者のよきパートナーとして活動する機会を提供する。
- ④ 京都市社会福祉協議会より依頼があった「チャレンジ体験事業」を受け入れ、日中活動の場を提供し、社会参加へのリハビリに協力する。
- ⑤ 分室「ひだまり」での講習会を企画開催し、地域住民との共生を図ると共に、レンタルスペースとして活用してもらうことで、地域住民に憩いの場を提供する。
- ⑥ 伏見総合センター「ふれあいまつり」を再開催し、地域福祉の拠点として住民と交流し楽しめる機会を提供する。
- ⑦ 法人の「地域貢献事業」を活用し、地域住民と交流すると共に、地域に貢献できる取り組みを行う。
- ⑧ 地域の安心・安全サポート事業所として地域の防犯・交通安全の一翼を担う。
- ⑨ 伏見区社会福祉協議会や自立支援協議会等地域者団体の活動に参画し、地域住民の要請にこたえる体制を整備する。

12-1 京都いたはし学園（多機能型就労移行支援事業）

1 事業目標

- 法人の基本理念に基づき、就労を希望する障がい者に対し、当事業所内や企業での作業や実習等を通して、一般就労に必要な知識・技能及び体力を養い、適性に合った職場に就労し定着を図ることを目的とした訓練・指導等を行う。
- 就労継続B型を利用希望する障がい者に対して、2次アセスメントの実施を積極的に行う。

2 令和3年度重点項目

- 地域に根付いた就労支援の拠点として事業を継続するため、各関係機関と連携し、利用者の積極的な受け入れを行う。
- 多様なニーズに応えるため、余暇の充実や生活面でのスキル獲得を目指し「土曜日（祝日）プログラム」を企画・実施する。
- 定員を大きく超えた利用者が在籍していることから、就労支援に力を入れ一人でも多くの方の一般就労を叶えていく。
- 施設の移転を目指し、関係各所に情報提供を募り、候補地の選定に努める。

3 職員体制

職 種	管理者	サービス担当者	就労支援員	職業指導員	生活支援員	嘱託医
就労移行	1（兼任）	1（兼任）	1	2（兼任1）	2	1（兼任）

4 開所日及び開所時間

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後4時00分 臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

主に知的に障がいがある方

6 利用者定員

6名

7 サービス内容

- 作業訓練：B型事業への作業実践訓練
- 就労準備：座学（就労意欲の喚起・面接技法・履歴書作成・マナー・各種刑参加等）職場見学・実習（各種企業・工場・店舗・施設等）職務評価（能力・適性・体力等）求職活動（ハローワークへの相談・就業・生活支援センターへの登録・相談 はあとふるジョブカフェへの登録・相談等）
- 職場定着支援（6ヵ月間）：OB会の開催 職場訪問 その他相談（電話・メール相談）
- 工賃の支給：工賃規定に基づき支給する。（上記①②の活動に対して）
- 給食の提供
- 機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。
- 土曜（祝日）プログラムの実施

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
- 各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
- 自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
- 子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

12-2 京都いたはし学園（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- ・法人の基本理念に基づき、自立するために知識・技能及び体力を向上し、能力を発揮することを目的とした訓練・指導等を行う。その為に有効な授産活動を促進し、地域に求められる事業展開を行う。
- ・適切な人員配置を見極め、収支のバランスを考えた販路や取引先へと絞っていく。また、利用者確保に努め、健全な事業運営を図る。

2 令和3年度重点項目

- ・利用者増に伴う新たな作業の確保や、現作業の工程を見直し、利用者が主体となって取り組むことが出来る事業運営に努める。
- ・地域に根付いた障がいのある方の働く場の拠点として利用者の積極的な受け入れを行う。
- ・多様なニーズに応えるため、余暇の充実や生活面でのスキル獲得を目指し「土曜日（祝日）プログラム」を企画・実施する。
- ・新型コロナウイルスの影響により、激減した収入の回復に努め、出来る限り工賃が向上するように運営の改善を行う。
- ・施設の移転を目指し、関係各所に情報提供を募り、候補地の選定に努める。

3 職員体制

職 種	管理者	サービス担当者	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	嘱託医
配置体制	1（兼任）	1（兼任）	3（兼任1）	3（兼任1）	1	1（兼任）

4 開所日及び開所時間

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後4時00分 臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

主に知的に障がいがある方

6 利用者定員

14名

7 サービス内容

①就労事業の提供

- ・【パン工房くーべによる就労】外部販売、受注納品
- ・【喫茶こぱん就労】伏見区総合庁舎内 カフェ「こぱん」での業務
- ・【菓子工房プチポッシュ就労】菓子の製造
- ・【清掃等受託就労】久我の杜での駐車場、水路清掃、伏見センター清掃、軽作業

②工賃の支給・・・工賃規定に基づき支給する。

③給食の提供

④機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。

⑤土曜（祝日）プログラムの実施

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
- (2) 各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
- (3) 自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
- (4) 子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

13-1 京都市山科身体障害者福祉会館（身体障害者福祉センターB型）

1 事業目標

身体障害者福祉法の理念、法人理念に基づき、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の定めるところに従い、各種事業を実施することによって、地域に在住する身体に障がいのある方の豊かな日常生活の実現、および生活の質の充実を図る。

2 令和3年度重点項目

- ・利用者との対話を深め、利用者の求めるニーズを把握し、事業に反映させる。
- ・会館の事業内容、イベント等について、関係機関への広報依頼、ホームページへの掲載などにより、情報発信のさらなる充実を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、安心・安全に利用できるようにリスク管理を強化していく。

3 職員体制

館長 1名・支援員 3名・非常勤職員 4名・看護師 1名

4 開所日及び開所時間

開館日：月曜日・水曜日～日曜日・国民の祝日及び休日

開館時間：午後1時～午後9時

休館日：火曜日ならびに年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者とその介助者
- ② 身体障がい者の福祉に関する事業の関係者
- ③ その他市長が適当と認める者

6 利用者定員

なし

7 サービス内容

- ① 各種相談
- ② 指導及び啓発
- ③ 貸室
- ④ 定期講習会（茶道、書道、華道、水墨画、ソフトエアロ、太極拳、以上6講座を実施）
＊カラオケ、民謡、歌声、ウクレレは感染予防の観点から、今年度休講
- ⑤ パソコン講習会 6講座を開講
- ⑥ 入浴サービス事業
- ⑦ その他社会福祉の増進に関する事業

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

実習生の受け入れ

ボランティアの受け入れ

フリースペース（月2回）

13-2 京都市山科身体障害者福祉会館（生活介護事業）

1 事業目標

身体障害者福祉法と障害者総合支援法の理念に基づき、地域に在住する身体に障がいのある方に対して、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することにより、その自立と地域生活の継続を支持し、その生活の質の充実・向上をはかる。

2 令和3年度重点項目

- ・65歳以上の利用者の継続的な施設利用について、関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な障害特性を持つ利用者が安定した地域生活を営んでいけるよう、施設・家庭・関係機関における情報交換の充実を図る。
- ・新規利用者の積極的な受け入れを行い、定員充足率70%を達成する。
- ・感染症予防、感染症対策を徹底する。

3 職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス管理責任者	1名	
生活支援員	7名	3名
看護師		2名（兼務）
医師		1名（嘱託）

4 開所日及び開所時間

開所日 月曜日、水曜日から土曜日、

開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※休所日 火曜日・日曜日及び年末年始等(12/29～1/3 5/3～5/5)

5 利用対象者

京都市在住の18歳以上で、障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方。
(50歳以上の方は区分2以上の方。)

6 利用者定員

1日あたり20名

7 サービス内容

身体介助、創作的活動、リハビリテーション、レクリエーション、各種相談、送迎、入浴、給食サービス、その他個別に必要なプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・実習生を計画的に受け入れ、人材の養成と啓発を行う。
- ・ボランティアを積極的に受け入れ、地域との連携と交流を深める。

14 福祉有償運送「京都ラクシヨーネ」

1 事業目標

障がいのある方や移動・外出に困難を抱える人が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高い移動支援サービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制を構築する。

2 令和3年度重点項目

- ① 新規会員も増加し、利用者数、利用件数ともに増加し続けている。会員の移送ニーズを確実に把握し、ミスが発生しないよう確実な予約作業を行う。
- ② 福祉運送事業者として必要な運転技術、障がいについての知識、介護技術、接遇マナーの向上に努めるとともに、安全運転を徹底し、サービスへの信頼とその充実を図る。
- ③ 利用する人の立場に立ち、生活上の困りごとや必要なサービスを得られない場面の相談に応じ、移動支援サービスを通じて障がいのある人や移動に支援を必要とする高齢の方が地域で安心して生活していけるよう包括的に支援を行う。

3 職員体制

運行管理責任者：1名（兼務）、運行管理代行責任者：1名（兼務）、整備管理責任者：1名（兼務）、運転者（常勤）：16名（兼務）、運転者（非常勤）：8名（兼務・専従）、安全運転管理者：1名（兼務）

4 開所日及び開所時間

年中無休、
開所時間 午前8時30分～午後9時

5 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、および、その他の障がいを有する者、要介護・要支援認定を受けている者

6 輸送の対価

運送の区域：京都市（出発地または到着地が京都市であること）
料 金：初乗り 600円/15分まで。以後15分単位ごとに600円。
迎車料（5km以上）：350円/5km単位
待機料（10分以上）：500円/30分単位
介助料：600円/30分単位

7 サービス内容

会員登録：福祉有償運送を利用するには会員登録を行う。
利用予約：利用しようとする者は電話、書面（申込書）、あるいは口頭で、利用日時、出発地、行先、乗車人数等を伝え、申込みを行う。
利 用：予約日時、場所に車両を配車し、会員を乗せて目的地に向かう。
会員は到着時に所定の料金を支払う。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・会員および地域住民からの相談に応じる。
関係機関と連携をとりながらサービスや制度の紹介を行うとともに、即時対応が必要な場合には柔軟に支援を行っていく。
- ・災害等非常事態が発生した場合、車両を必要な場所に運行し、地域への協力を行う。

15-1 京都市山科障害者授産所（多機能型 生活介護）

1 事業目標

- 1) 利用者個々の人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。
- 2) 利用者自身が主体的に、自己の人生をコーディネートできる力を引き出し、そのニーズを実現できるように支援する。
- 3) 幅広い生産活動を通して売上増を図り、工賃額の維持に努める。また、適正な作業工賃を支給する。
- 4) 企業就労を希望する利用者に対しては労働環境を整え、企業就労に結び付くことができるように支援する。
- 5) 法人内3授産で連携し、共同受注等により業務の効率化を図る。

2 令和3年度重点項目

- 1) 「一人一人が活躍できる仕事を創り出す」
 - ・得意を生かせる作業の提供
 - ・活気のある職場環境作り
 - ・手づくりの温もりある商品づくり
- 2) 「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」
 - ・なにげない日常の中で笑顔が増える関わり
 - ・余暇活動を通して生活の彩を感じ、生きる喜びや生きる力を引き出せる関わり
- 3) 「地域住民との交流」
 - ・ワークショップの実施
 - ・SNS を通して情報発信

3 職員体制

職種	所長	サービス 管理責任者	生活支援員	運転手	医師	合計
人数	1	1	6	3	1	12
備考	兼務	兼務			嘱託	

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- ・障害支援区分3以上の障がいのある者
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の身体に障がいのある者

6 利用者定員

10名

7 サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。
- ・将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

15-2 京都市山科障害者授産所（多機能型 就労継続支援 B 型）

1 事業目標

- 1) 利用者個々の人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。
- 2) 利用者自身が主体的に、自己の人生をコーディネートできる力を引き出し、そのニーズを実現できるように支援する。
- 3) 幅広い生産活動を通して売上増を図り、工賃額の維持に努める。また、適正な作業工賃を支給する。
- 4) 企業就労を希望する利用者に対しては労働環境を整え、企業就労に結び付くことができるように支援する。
- 5) 法人内3授産で連携し、共同受注等により業務の効率化を図る。

2 令和3年度重点項目

- 1) 「一人一人が活躍できる仕事を創り出す」
 - ・得意を生かせる作業の提供
 - ・活気のある職場環境作り
 - ・手づくりの温もりある商品づくり
- 2) 「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」
 - ・なにげない日常の中で笑顔が増える関わり
 - ・余暇活動を通して生活の彩を感じ、生きる喜びや生きる力を引き出せる関わり
- 3) 「地域住民との交流」
 - ・ワークショップの実施
 - ・SNS を通して情報発信

3 職員体制

職種	所長	サービス 管理責任者	生活支援員	職業支援員	目標工賃 達成指導員	医師	合計
人数	1	1	1	1	1	1	6
備考	兼務	兼務				嘱託	

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- ・一般の事業所での就労経験をもち、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となったり、一定の年齢に達している障害のある者。
- ・就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上のための訓練、支援が必要な障がいのある者。

6 利用者定員

10名

7 サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、
生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。
- ・将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

16 京都市山科障害者デイサービスセンター「びらんこ」（生活介護事業）

1 事業目標

- ・一人一人の人格を尊重し、日中活動を通して自己実現を保障する。
- ・利用者が地域で普通の暮らしをおくることを支援する。

2 令和3年度重点項目

①感染症予防を考慮した安全に楽しんで過ごせるプログラム内容や環境の設定

密にならざるを得ない事業形態の中で、感染症予防対策に合わせた環境設定や個々の健康状態に留意しながら、利用者の方々が安全に楽しく日中生活を過ごせるよう、プログラム内容を工夫しながら、感染症防止に努める。

②環境設定の見直し・支援手順書の充実

利用者の障がい特性に合わせながら、新たに環境整備を行ったロビー・食堂等を活用し、ゆったりと過ごせる活動場所を設定する。また、昨年度から始めた支援手順書の定期的な内容更新を通して、職員間で確認しながら、チームとして躍動感のある支援へと繋げていく。

3 職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者1名、生活支援員14名、看護師（兼務）1名、医師（嘱託・兼務）1名

4 開所日及び開所時間

<開所日>月～土曜日、8時30分～17時15分 ※休所日 土曜 祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

原則として、山科区、伏見区の醍醐地域にお住まいの、障害者手帳を所持する、18才以上の方で障害程度区分3以上の方（50才以上の方は障害程度区分2以上）

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

<主なプログラム内容>

ワーク、運動、リラクセス、機能訓練、ストレッチ、創作、音楽、室内レクリエーション、散髪、その他季節の行事等

<利用者支援>

- (1) 日中介護
- (2) コミュニケーションスキルの向上
- (3) 精神面での安定
- (4) 送迎サービス
- (5) 給食サービス
- (6) 健康管理
- (7) 家族への支援

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 地域に開かれた施設づくりや、幅広い利用者支援、福祉分野での人材育成のため、積極的に実習生、ボランティアを受け入れる。
受け入れは、個人情報に配慮し利用者及びご家庭の同意の下、適切な情報提供を行う。
- (2) 地域と施設のふれあいの場として地元諸団体と協力・協働して「秋まつり」を開催する。

17-1 京都市やましな学園（多機能型生活介護事業）

1 事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

2 令和3年度重点項目

新型コロナウイルス感染症の感染予防として、手洗い、消毒、マスクの着用、換気を徹底して行う。どの活動場面においても、3密（密閉・密集・密接）にならないように対策を講じる。また、新型コロナウイルスに対する不安や疑問を軽減し、安心して過ごせるよう気持ちに寄り添っていく。

- (1) 作業に取り組むことを主とし、日中活動プログラムを提供する。個々の活動が充実したものとなるようにプログラムを検討し、実施する。
- (2) 生産活動では、下請け作業のスキル向上に向けた取り組みを行う。封入作業や折り加工等のスキルアップを目指し、作業の幅を広げる。また工賃を得る喜びにもつなげる。
- (3) 新たに、京都ほっとはあとセンターを通じて受注した除草作業を行う。年2回、2か所（7～8月、9～11月 蹴上、吉祥院）で就労継続支援B型と共同で実施する。作業工程や、道具の使い方等ご利用者にも分かりやすい形で伝え、安全に取り組む。
- (4) 野菜販売『朝市』、外部出展、『ばど』『府民だより』等のポスティングを通して地域との交流を深めるとともに働くことへの喜びを感じてもらえるように支援する。
- (5) PECS 等コミュニケーション支援の手法を取り入れ、自己表出や自己決定に向けた支援を行なう。また、TTAP 等を用い、それぞれの特性やスキルの評価を行ない、本人の理解しやすい方法で活動を設定する。
- (6) 経営基盤安定化とご利用者のニーズに対応するため、引き続き臨時の土曜日の営業を行なう。
- (7) 新規利用者の増加、加齢、身体機能低下などに伴うご利用者のニーズ変化、社会情勢の変化に合わせて、適時に活動や環境の変更を行う。
- (8) 分室の活用方法の検討を行う。屋上でのプランター栽培や、スヌーズレン、余暇散歩、映画鑑賞などの余暇プログラムの充実を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、利用率の低下に伴う事業収入の減少が想定されるため、新規の利用者獲得を積極的に行う。また、障害支援区分の重度認定者の増加を踏まえ、重度障害者支援加算の申請を行うなど、利用者の実態に応じた支援を行う中で経営の安定化を図る。

3 職員体制

職 種	員 数 ※他施設との兼務
管 理 者	1名※
サービス管理責任者	2名
生活支援員	10名
嘱 託 医	1名※
看 護 師	1名※

4 開所日及び開所時間

開所日：月～金曜日 午前8：30～午後5：15

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第3土曜日に臨時開所する場合がある。（4月、11月、3月は除く）

5 利用対象者

- ・主に知的障がい者(18歳未満の者を除く)
- ・障害支援区分3(ただし、50歳以上の者にあつては区分2)以上に該当するもの

6 利用者定員

35名

7 サービス内容

<生産活動>

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 古紙リサイクル事業 | 京都市廃棄帳票シュレッダー処理 |
| (2) 下 請 け | 軽作業、ポスティング等 |
| (3) 自主製品の製作、販売等 | 利用者の絵を使用した製品（クリアファイル・しおり）の製作販売 |
| (4) 除草作業 | 年2回、2か所（7～8月、9～11月 蹴上、吉祥院）
就労継続支援B型事業と共同で実施 |

<日中活動支援>

- (1) 必要な介助を適切に提供する。
- (2) 作業プログラムにとどまらず、ご利用者一人一人の特性に応じたプログラムを提供するように努める。
- (3) 自己表出や自己決定を支援し、サービス利用主体・自己の人生の主体としての成長を支援する。
- (4) 栄養摂取・摂食自立支援・栄養管理・楽しみの場・選択の機会等の目的をもって給食提供する。
- (5) 日常的な健康管理に努める。
- (6) ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。
- (7) 支援の質向上のため、ご利用者の特性や能力、好みなどについて評価(アセスメント)であるTTAP(自閉症スペクトラムの移行アセスメントプロフィール)を行う。

<地域生活支援>

- (1) 相談支援
- (2) ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 実習生・ボランティアの受け入れ
- (2) 地域との連携
- (3) 地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

17-2 京都市やましな学園（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

2 令和3年度重点項目

新型コロナウイルス感染症の感染予防として、手洗い、消毒、マスクの着用、換気を徹底し、どの作業場面においても、3密（密閉・密集・密接）にならないよう対策を講じる。また、新型コロナウイルスに対する不安や疑問を軽減し、安心して過ごせるよう気持ちに寄り添っていく。

- (1) 下請作業において、ペーパー作業を積極的に取り入れ、コミュニケーションを図りながら作業の効率化を図る。
- (2) 清掃作業や厨房内作業において、役割分担を明確にし、互いの強みを活かしながらチーム力を高める。
- (3) 合同福祉センターで開催している朝市が本年で10周年という節目を迎えるにあたり、ご愛用いただいている地域のお客様に向けて感謝の意を伝える企画を実施する。
焼き芋販売については、新規に導入した焼き芋用オーブン、やましな学園のブランドロゴの焼き芋「ハッコ」のデザインを活用しながら、生産力やブランド力を高め、売り上げ向上を目指す。
- (4) 新たに、京都まとはあとセンターを通じて受主した除草作業を行う。年2回、2カ所（7～8月、9～11月 蹴上、吉祥院）で生活介護事業と共同で実施する。作業工程や、道具の使い方等ご利用者にも分かりやすい形で伝え、安全に取り組み。
- (4) 就労支援の取り組みとして、スキルアップ研修やまとはあと実習の機会を共有を継続する。
- (5) 経営基盤安定化と利用者ニーズに対応するため、月1回の臨時出勤場所を継続し、より充実した種が行えるよう努める。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、利用率の低下に伴う事業収入の減少が想定されるため、新規の利用者獲得など経営の安定化を図る。
- (7) 令和3年度の大規模賃金改定を受けて現在の事業実態に合った就労継続B型事業の体系を選択する中で、工賃向上につながる新たな就労作業を受託するなど、事業収入の減少を防ぐ対策を講じる。

3 職員体制

職 種	員数※他施設兼務	職 種	員 数
管 理 者	1 名 ※	サービス管理責任者	2 名
嘱 託 医	1 名 ※	職業指導員	6 名
		生活支援員	1 名
		目標工賃達成指導員	1 名

4 開所日及び開所時間

開所日：月～金曜日 午前8：30～午後5：15

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第3土曜日に臨時開所する場合がある。（4月、11月、3月は除く）

5 利用対象者

主に知的障がい者（18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

<就労支援>

- (1) 清掃作業 山科区総合庁舎・山科合同福祉センター・消費者金融ATMコーナー清掃
- (2) 厨房内作業 館内給食業者での施設外就労
- (3) 野菜販売 毎週火曜日「朝市」・水曜1階販売

- (4) 焼き芋・ソフトクリーム販売 日常販売のほか、ハザーなど出向販売・委託販売
- (5) 軽作業 日用品・商品・配布物折作業・漬物折折り・シール貼り作業、お菓子の箱折り、料理の敷紙セット
- (6) ポスティング 情報誌「ぱど」配布
- (7) 除草作業 年2回、2カ所(7～8月、9～11月 跡上、吉祥院)、生活介護事業と共同で実施

<日中活動支援>

- (1) 自己表出や自己決定を支援し、自分らしい人生が築いていけるよう支援する。
- (2) 栄養管理・楽しみの場・選択の機会等の目的をもって給食提供する。
- (3) 日常的な健康管理をご利用者自身が意識して取り組めるよう促していく。
- (4) ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。
- (5) ご利用者同士が助け合い、思いやりをもった関わりができるような動きかけを積極的に行う。
- (6) 休憩時間については、作業とのメリハリをつな、気持ちのリラックスできる環境を整える。

<地域生活支援>

- (1) 相談支援
- (2) ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 実習生・ボランティアの受け入れ
- (2) 地域との連携
- (3) 地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

18-1 京都市だいが学園（多機能型就労継続支援 B 型事業）

1 事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいが学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労継続支援B型に係る障害福祉サービス（以下「就労継続支援B型事業」という。）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い、社会的な自立を図ることを目的とする。

2 令和3年度重点項目

今年では従来の事業に加え、製菓事業への新しい可能性にも挑戦していく。今までとは違った「人に贈りたくなる」をコンセプトに2年越しで取り組んでいる高級感のあるドーナツの商品化を進め、インターネットを活用した通販サイトの立ち上げに向けての検討を行う。

3 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
職業指導員	5	1	2		2	2.6	
生活支援員	7	1	2	2	2	3.5	
目標工賃達成指導員	1	1					
管理者	1				1		
サービス管理責任者	1		1				
嘱託医	1				1		
合計	16	3	5	2	6	6.1	

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※土日祝日及び年末年始は休所

5 利用対象者

○知的障がい者 ○発達障がい者 ○精神障がい者（いずれも18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

34名

7 サービス内容

- 就労事業
- （1）製菓・製パン事業（ドーナツ、焼き菓子、パンの製造・加工・販売等）
 - （2）受託事業（お菓子・ネジ・スポンジ等の封入等）
 - （3）施設外就労（配膳・下膳、清掃請負業務）
 - （4）館内清掃業務
 - （5）ふらっと一店舗・喫茶事業
- 利用者支援
- （1）日中活動支援（2）地域生活支援（3）就労支援
 - （4）ワークプログラム（わーくだいが）の実施（5）食事提供サービス

8. 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ボランティア、大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
- 地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
- 自治会の役員、学校長等との懇談の実施（年に2回程度）
- だいが de ドーナツカフェに連動した取り組み、フェアなど（毎月第一水曜日）

18-2 京都市だいが学園（多機能型就労移行支援事業）

1 事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいが学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労移行支援に係る障害福祉サービス（以下「就労移行支援事業」という）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い社会的な自立を図ることを目的とする。

2 令和3年度重点項目

就労移行支援を担う職員のスキルアップを図り、利用者の強味を活かした仕事や出来る仕事、希望する仕事などを見極め、他機関と連携しながら、積極的な就労支援を行っていく。また、利用者確保と通所率、高い就労移行率の維持にも努め、運営面でも安定を図る。

3 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
就労支援員	1	1				1.0	
職業指導員	5	1	2		2	2.7	
生活支援員	3	1	2			2.0	
管理者	1				1		
サービス管理責任者	1		1				
嘱託医	1				1		
合計	12	3	5		4	5.7	

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※土日祝日及び年末年始は休所

5 利用対象者

○知的障がい者 ○発達障がい者 ○精神障がい者（いずれも18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

6名

7 サービス内容

- （1）就労支援 利用者と家族のニーズに応じた個別支援計画を立案し、持続可能な職業生活を実現するためのサービス提供を行う。
- （2）職業生活スキルの向上を目的とした就労プログラムの実施
- （3）日中支援
- （4）地域生活支援
- （5）ワークプログラム（わーくだいが）の実施
- （6）食事提供サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ボランティアや大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
- 地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
- 自治会の役員、近隣施設、学校関係者等との懇談の実施（年に2回程度）
- 小学生社会体験学習（見学、インタビュー、作業体験）の受入（不定期）

19 京都東野デイサービスセンター「デイスポット楽」（生活介護事業）

1 事業目標

身体障害者福祉法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、地域に在住する身体に障がいのある方に対して、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することにより、その自立と地域生活の継続を支持し、その生活の質の充実・向上をはかる。

2 令和3年度重点項目

- ① 新規利用者の受け入れ
 - ・令和3年4月に新規利用者2名が加わるが、定員に達していない曜日がある。また、介護保険への移行や他施設への入所予定利用者もいるため、引き続き新規受け入れを行っていく
- ② 実習生、ボランティアの受け入れ
 - ・昨年度は介護等体験、社会福祉援助技術現場実習による実習生、ボランティアの希望者の受け入れを継続的に行い、施設の活性化と育成、啓発活動を行っていく。
- ③ 災害への対策。
 - ・洪水や地震等に対する防災訓練の方法を検討し実施していく。また、2年に1回行っている避難訓練も様々な場面を想定し実施回数を増やす。
- ④ 研修担当者の配置
 - ・研修情報を把握し、職員個々にあった研修への参加を促す。また、研修に参加しやすい環境を整える。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応強化
 - ・新型コロナウイルス感染症発生時における事業持続計画（BCP）を作成し、対応の質を高める。

3 職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス管理責任者	1名	
生活支援員	7名	6名
看護師	1名	1名
医師		1名（嘱託）

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで 午前9時40分～午後3時45分 ※日祝日及び年末年始は休所

5 利用対象者

京都市内在住の18歳以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による区分認定が区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）の方。

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

- (1) 身体介助、(2) 創作的活動（作業、自主創作活動）、(3) リハビリテーション・リラクゼーション、(4) 社会生活のための支援、(5) レクリエーション活動、(6) その他個人の支援のために必要なプログラム、(7) 各種相談、(8) 送迎サービス、(9) 入浴サービス、(10) 給食サービス

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・実習生受入（介護等体験や、社会福祉援助技術現場実習による実習生受け入れ、養成）
- ・ボランティアを積極的に受け入れることで、地域の人や学生とともに活動する機会を増やす

20 生活サポートセンター「ほっと」

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業、地域生活支援事業「移動支援事業」)

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和3年度重点項目

- ① 退職者もあったことから、ヘルパー不測の状況が依然として継続しており、現状でのサービス提供を維持していくことで手一杯となり、ヘルパーへの負担も大きくなっている。また利用者の新たな要望や、新規の利用希望に対して十分に答えきれていない。積極的に求人を出して人員確保に努め、効率的なサービス提供の方法など、検討を行う事により、ヘルパーの身体的精神的な負担軽減を図るとともに、利用者のニーズに対応できるようにする。
- ② 各種研修、勉強会への参加や、内部研修等の実施により、職員・ヘルパー全体のスキルアップを図る。それにより様々な利用者の障害特性に応じた支援が安定して提供できるようにし、安心してサービスを利用してもらえるようにする。
- ③ 感染症対応についての情報を随時、利用者や支援者に伝えることで感染症予防の一助とする。新型コロナウイルス感染症に関する、職員・ヘルパーの行動指針を作成し、全職員に順守させることによって感染防止を徹底する。

3 職員体制（令和3年2月現在）

管理者（兼務）1名、サービス提供責任者3名、常勤ヘルパー2名、登録ヘルパー32名

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日。ただし国民の祝日及び12/29～1/3を除く

- ・居宅介護事業等 午前7時から午後10時まで
- ・地域生活支援事業 午前7時から午後10時まで *サービス提供時間は最長7時間まで

5 利用対象者

在宅の身体障がい者、知的障がい者及び障がい児の方で、サービスの支給決定及び、受給者証を交付されている方

6 利用者定員 なし

7 サービス内容

- ①居宅介護等
 - ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）
 - ・重度訪問介護（重度肢体不自由者、重度の知的障がいがあり、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的に行う。）
 - ・同行援護（重度の視覚障がい者のため移動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）
 - ・行動援護（知的障がいのため行動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）
- ②地域生活支援事業
 - ・移動支援事業（外出の際に円滑に外出できるようにガイドヘルパーが種別支援）
- ③レスパイトサービス（登録利用者限定で制度の枠外で、緊急性の高いニーズに柔軟な対応を行う）

8.地域公益活動

- ・利用者家族に緊急対応が必要となった場合、関係機関へ連絡したり、病院等へ付き添う等の適切な対応を行う。
- ・福祉サービスを利用する在宅障がい者や家族、もしくはサービスの利用を検討している家族等のインフォーマルな相談に対応する。
- ・制度の枠外で、利用者の緊急性の高いニーズに対して、レスパイトサービスにより柔軟な対応を行う。

21 共同ホーム「あんど」（短期入所事業 空床利用型）

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和3年度重点項目

- ① 受け入れ時の事務手続きや、チェック項目、注意事項など手順に沿ってマニュアルを作成し、各世話人が受け入れ手続きを、同一の方法で遺漏なく行えるようにする。
- ② 利用者の日常の様子を、家族や日中施設等へ聞き取り、アセスメントを作成。支援内容や方法を明確にし、ニーズに合わせてマニュアルを作成。随時更新することで安定したサービスを提供するとともに、各世話人・支援員が同一の支援を行う事で安心して利用してもらえるようにする。
- ③ 世話人、支援員へコミュニケーションを密に取り、相談をしやすい関係性を構築。不安感を軽減し、環境に配慮することで、人材確保と定着を図る。
- ④ 世話人、支援員の『ほっと』ヘルパー研修や会議などへの参加促進を行い、支援方法や情報の共有を行う事で、資質向上を図る。

3 職員体制

職 種	非常勤
1. 管理者（兼務）	1人
2. サービス管理責任者（兼務）	1人
3. 世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	12人

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日 365日

時間…16:00～翌9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌10:00まで）（日曜日のみ）10:00～翌9:30

5 利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

6 利用者定員

定 員：原則2名（男性1名、女性1名）

利用者数：空床状況により、利用されていない居室の全部又は一部を短期入所の居室とするため変動する。

7 利用料

（1）運営規定に定められた利用者負担額に応じたサービス利用料。

8 サービス内容

- ① 食事の提供
- ② 入浴、排泄又は食事等の介助
- ③ 日中活動先その他関係機関等との連絡・連携
- ④ 健康管理
- ⑤ 緊急時の対応
- ⑥ 送迎サービス

21 共同ホーム「あんど」（共同生活援助（介護サービス包括型））

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和3年度重点項目

- ① 生活リズムに合わせ、穏やかで安定した生活が送れるように、入居者のニーズを把握する。それに寄り添い支援することができるよう、ご家族・関係機関・スタッフ間で密な連携と情報交換を常に行う。
- ② 季節の行事や誕生会など、節目の行事を取り入れることで、季節の変化を感じてもらえるようにする。またそれぞれの役割を、生活に合わせて自然に行えるように関わり、生活の中でメリハリを感じてもらえるように支援する。
- ③ 入居者の障害特性や身体状況、生活状況に合わせて、身体機能維持・体力低下防止・肥満予防など、身体の状態を良好に保つため、食事の内容や、適度な運動などを行う。また体調や精神面の変化など、入居者の状態に留意し、不調が感じられた際は早期に対応できるようにするため、各関係者間で連携し、心身ともに健康に過ごすことができるよう、サービスを提供する。
- ④ 世話人・ヘルパーから、職員に気軽に相談・意見・提案しやすい環境、関係性を作り、それぞれの思いをくみ取り、負担に感じることを軽減できるようにする。また各種研修や、会議などを定期的に行い、支援方法や情報共有することで、職員・世話人・ヘルパーの資質向上を図り、人材の確保、定着を目指し、入居者により良い支援を提供できる環境を目指す。

3 職員体制

職 種	非常勤
1. 管理者（兼務）	1人
2. サービス管理責任者（兼務）	1人
3. 世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	12人

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日 365日

時間…16:00～翌9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌10:00まで）（日曜日のみ）10:00～翌9:30

5 利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

6 利用者定員

10名（男性5名、女性5名、（短期入所、空床利用型の原則2名を含む））

7 サービス内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 日中活動先その他関係機関等との連絡・調整
- ⑦ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑧ 入浴、排泄又は食事等の介助
- ⑨ 緊急時の対応

8 地域公益活動

近隣の方たちとの日常的な挨拶はもとより、京都東野障害者福祉センターの地域交流スペースの活用などを通して地域の方たちとの交流を深める。

利用者や職員と共に活動の一つとして、定期的に施設周囲の掃除など環境整備を行い、施設の周辺を地域の方にも気持ちよく過ごしてもらえる場所にする。

22 放課後等デイサービス「すてーじ」（放課後等デイサービス事業）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」（以下「法」という。）の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

2 令和3年度重点項目

- ① 令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、今までの放課後等デイサービスの報酬体系が大幅に見直され、指標該当児の割合による報酬区分が廃止になったり、医療的ケア児の判定基準が新設となるなど、経営面で大きな影響が生じる。報酬改定により基本報酬の減額が見込まれるが、新規利用者の受け入れや現利用者の利用回数を増加させることで経営を安定させる。
- ② 重度障がい児を受け入れていくために、送迎車両を運転できるスタッフの確保と育成。
- ③ 医療的ケアが必要な利用者を受け入れていくために、指導看護師の指導の下、喀痰吸引等研修（3号研修）の現地研修を実施し、多くの職員が適切な医療的ケアが行えるようにする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応強化のため、感染症発生時における事業継続計画（BCP）を作成し、対応の質を高める。

3 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1.管理者	1名（兼務）		0.2名
2.児童発達支援管理責任者	1名（専従）		1.0名
3.保育士	1名（専従）		1.0名
4.児童指導員	2名（専従）	3名（専従2,兼務1）	3.2名
5.看護師	1名（専従）	3名（専従2,兼務1）	2.1名

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始除く）

開所時間 平日 14:00 から 17:00 とする。土曜日など学校休業日 11:00 から 17:00 とする。

5 利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む））のある児童

6 利用者定員

1日あたり 10名

7 サービス内容

- ① 放課後等デイサービス計画の作成
- ② 日常生活訓練……日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
- ③ 創作的活動……絵画、工作等
- ④ 相談……医療、福祉、生活の相談等
- ⑤ 介護方法の指導……保護者等に対する介護技術指導等
- ⑥ 健康指導……健康チェック、健康相談
- ⑦ 送迎サービス……利用者自宅と事業所との間、又は学校と事業所との間の送迎を行う。

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

*実習生や見学者を積極的に受け入れる。

*ボランティアを積極的に受入れ、福祉分野での人材育成の場としても活用していく。